

# カーボンプライシングに関する最近の動向： 欧州国境炭素調整措置の暫定的な合意

February 2023

## In brief

2022年12月13日に欧州連合(EU)理事会(Council of the European Union)と欧州議会(European Parliament)にて欧州国境炭素調整措置(Carbon Border Adjustment Mechanism:CBAM)について暫定合意がなされました。今回の暫定合意では、主に、課税対象、適用時期に関して、2021年7月14日公表された法案から更新が行われています。課税対象については、水素等が追加されています。適用時期については、2023年10月1日から2025年末までが経過措置期間、2026年より段階的導入期間、そして、2032年に完全適用となると見込まれています。また、経過措置期間終了までに、有機化学薬品、ポリマー等の課税対象の拡大も検討予定となっており、2030年までに欧州排出権取引(EU-ETS)の課税対象の全てが含まれられる予定です。日系企業においては、こうした見通しを踏まえ、最終的に合意される内容についてモニタリングするとともに、今後の影響を分析していくことが重要です。

## In detail

### 1. 暫定的な合意とその内容

CBAMは、2021年7月14日に公表した「Fit for 55 Package」に含まれる措置の一つであり、カーボンリーケージへの対応を目的として、EU域外から一定の製品をEU域内に輸入する際に一定の炭素価格の負担を求めるものです。当初案では2023年1月からの導入を目指していましたが、今回の暫定合意では、2023年10月1日からの制度運用の開始となっています。経過措置期間については現在も交渉中ですが、EU-ETSの無償割当枠の段階的廃止と連動して導入されていく予定となっており、草案によると2023年10月1日から2025年12月31日までが経過措置期間、2026年1月1日より段階的導入期間に入り2032年に完全適用となると見込まれます。

今回の暫定合意の注目すべき点としては、その対象範囲について、当初、セメント、電力、肥料、鉄・鉄鋼、アルミニウムとされていましたが、新たに水素が加えられています。これは、今後、脱炭素化の中でEUでは水素の活用を重要視していることが背景にあります。また、一定の条件下での間接排出やネジ・ボルト等の下流製品も適用対象となることが公表されています。また、欧州委員会(European Commission)は、移行期間終了までに、有機化学薬品やポリマーなど、カーボンリーケージのリスクがある他の商品にも対象を拡大するかどうかを評価し、2030年までにEU-ETSの課税対象の全てを含めることを目標としています。

なお、当初の公表どおり、データの収集目的のため2023年10月1日からの経過措置期間は、報告義務のみとなり税負担は求めない予定です。

### 【欧州国境炭素調整措置の制度案の概要】

	ポイント
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメント、電力、肥料、鉄・鉄鋼、アルミニウム、水素の EU 域内への輸入のほか一定の条件下での間接排出及びネジ・ボルト等の下流製品が対象</li> <li>ただし、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)などからの輸入は CBAM の対象にはならない</li> <li>上記製品を加工した完成品(例:自動車)などは対象にはならないが、一定の半製品(線路、缶、パイプ等)は対象となる。</li> </ul>
申告義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>所轄当局(Competent Authority)に許可された輸入申告をする者</li> </ul>
CBAM 申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域内に輸入した物品の総量、排出量、CBAM 証書の総数を申告</li> <li>翌年 5 月 31 日までに申告</li> <li>排出量は実際排出量又は各物品の単位当たり標準排出量に基づき算定</li> <li>実際排出量は、認定された検証人による検証が必要(例:EU-ETS における検証証明者)</li> <li>原産地国で炭素価格を負担している場合は、減免申請可能(二重課税の排除)</li> </ul>
納税手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>CBAM 証書を購入し、その証書を翌年 5 月 31 日までに消却することで納税</li> <li>証書の価格は EU-ETS における排出価格と連動</li> <li>購入が必要な証書数の算定上、EU-ETS における無償割当も考慮</li> </ul>
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置期間中は、報告義務のみ課され、税負担は生じない</li> </ul>

### 2. 欧州国境炭素調整措置の影響

足元では、2023 年 10 月 1 日からの経過措置期間における報告義務に関して、その対象となるかどうかの検討、対象となる場合には、排出量、原産地国の炭素価格等の情報の報告が必要となることから、これらの報告内容の精査が重要になるものと考えられます。また、CBAM 制度開始後の税負担への影響額の分析についても合わせて重要です。私たちは、CBAM に関する法制度案や今後の動向を踏まえ、日系企業向けに、報告義務の検討・実行支援、将来の影響額の分析についてについて、PwC グローバルネットワークの欧州各国事務所と連携しながら支援します。

### 【PwC グローバルネットワークによる支援】

	支援内容
初期診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域内への輸入が見込まれる物品の HS コードを踏まえた CBAM の報告義務の対象可能性の初期的検討</li> <li>EU 域内への輸入に関するサプライチェーンやトランザクションを踏まえた報告義務者やコンプライアンス対応方法の整理</li> </ul>
報告義務の実行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告内容としての、排出量、原産地国の炭素価格等の作成支援</li> <li>四半期毎の報告書の作成支援</li> </ul>
影響額の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定 CBAM 証書価格を踏まえた影響額の試算</li> <li>実際排出量と標準排出量の比較による財務インパクト分析</li> <li>原産地国の炭素価格に係る二重課税排除の可能性の検討</li> </ul>

### 参考ウェブサイト:

<https://www.pwc.nl/en/services/tax/managing-tax-and-energy-transition/fit-for-55/carbon-border-adjustment-mechanism.html>

[https://taxation-customs.ec.europa.eu/green-taxation-0/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/green-taxation-0/carbon-border-adjustment-mechanism_en)

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20221212IPR64509/deal-reached-on-new-carbon-leakage-instrument-to-raise-global-climate-ambition>

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/03/15/carbon-border-adjustment-mechanism-cbam-council-agrees-its-negotiating-mandate/>

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 税理士法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

代表パートナー  
高島 淳

パートナー  
高野 公人

パートナー  
白土 晴久

シニアマネージャー  
藤田 諒

関税・貿易部  
シニアマネージャー  
芦野 大

PwC ドイツ デュッセルドルフ事務所 日系事業部 マネージャー  
厚地 崇兵

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.